

女川町社会福祉協議会

第5次女川町地域福祉活動計画〈概要版〉



地域福祉活動計画とは

地域福祉は、全ての住民が地域社会を構成する一員として、安心して暮らしていくため、あらゆる機会へ参画や活躍ができるようにしていくことが目的であり、住民が主人公となって、行政や社協の協働で地域づくりを進めていくことが重要となります。

私たちは、地域に住む住民が参加し、支えあい、身近な問題の解決を自ら考え取り組める地域を目指すとともに、人々が住む「地域」に着目し、そのなかで地域の一員として尊ばれ、役割を持ちながら自分らしく活躍できる、そんな誰もが持つ権利としての「地域共生社会」を創るための具体的な指針・計画としての「地域福祉活動計画」を策定するものです。

基本理念を実現するための視点・考え方

①自助から互助

自分自身が健康で安心かつ文化的な生活を送ることを基本とし、自分らしく生きることを目指します。また、震災後の新たなコミュニティでも、自身を大切にしながら他者とのかわりあいの中で豊かな生活を実現します。

②自助・互助・共助

新たなコミュニティの中でも誰かを支え、誰かに支えられていることを実感しながら、お互いのつながりが地域に広まり、一人ひとりが地域の大切な資源となることを実現できるようにします。また、震災後つながりづくりを力を入れてきた結果を踏まえ、さらに活性化を図ることで地域全体が元気でいられることを実現できるようにします。

③自助・互助・共助を支える公助

個人や地域がかかえる複合的な生活課題において、制度の活用や関係機関と連携を図ることで、包括的な対応や仕組みをつくれるようにしていきます。

④住民・地域に関わる全ての人とともに

社協の活動原則の中心は住民であり、住民ニーズに立脚した活動を住民が自主的に取り組むために、様々な機関や団体とも協働しながら計画的かつ総合的に活動を進めていきます。

また、活動を遂行する住民・地域に関わる全ての人とともに、「地域福祉」についての理念や役割を十分理解しながら取り組んでいきます。



基本理念

地域の支えあいとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまちおながわ

基本目標1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域

目指す姿・一人ひとりが、自分自身を大切に、その人らしい自立した生活ができることを目指します。

1-1 住民の権利擁護の実現

- ①地域における権利擁護の体制づくり
- ②日常生活自立支援事業「まもりーぶ」の周知・活用
- ③住民参加による権利擁護の理解・促進
- ④市民後見人の養成に向けた働きかけ
- ⑤虐待防止に向けた情報発信
- ⑥法人後見による自己実現支援
- ⑦法人後見業務の強化

1-2 健康な心と体づくり

- ①心身の健康づくりや介護予防の取組み
- ②地区自主活動の場を活用した意識啓発と取組み支援
- ③地域のお世話役等の育成

1-3 社会参加へのきっかけづくり

- ①自立お茶会やサークル活動の発足支援・継続支援
- ②住民が多種多様な生きがいを持ち、意欲的な生活ができるような支援

基本目標2 互いが支え合う地域

目指す姿・一人ひとりが孤立感を感じることなく、互いを尊重し、多様性を認めあえる地域を目指します。
・自分の力を地域に活かすことで、一人ひとりが担い手となり、支えあえる地域を目指します。

2-1 ボランティア活動の活性化

- (1)ボランティアセンター機能の強化
 - ①新規登録者の確保
 - ②広報・啓発活動の充実
- (2)ボランティア活動の促しと行政区内での活動者の発掘と地域活動へのつなぎ
- (3)有償活動の仕組みづくりに向けた協議・検討の実施

2-3 支えあうためのネットワークの充実

- ①企業や商店街等を対象に地域福祉活動への理解と参加の啓発
- ②地域づくり会議(仮)の開催
- ③支援種別(テーマ別)に応じたネットワーク会議(プラットフォーム)の開催
- ④地域と関係者との連携
- ⑤関係機関との連携

2-2 住民主体による支えあい活動の活性化

- (1)地域での見守り体制の推進
 - ①情報交換や協議の場づくり
 - ②支えあい意識を高めるための取組み
 - ③自身が発信できるツールを見つけるための啓発や支援
 - ④地域のリーダー育成
 - ⑤救急医療情報キットの配布と活用
- (2)地域課題を解決するための協議の場づくり
 - ①座談会の開催
 - ②地区役員への福祉意識の啓発
- (3)住民同士の支えあいによる生活支援の展開
 - ①資源開発
 - ②生活支援サービスについての調査・検証

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域

目指す姿・一人ひとりが、住み慣れた地域において生涯にわたって、安心して自分らしい生き方ができる地域社会を目指します。
・誰もが、必要に応じたサービスや資源につながりながら、ともに生きる地域社会を目指します。

3-1 相談しやすい環境整備

- ①相談員の質の向上
- ②総合相談ケアパスの作成
- ③地域内で相談できる仕組みづくり
- ④相談窓口の周知・情報提供

3-2 情報の活用促進

- ①HP・社協だより・リーフレット・SNS等の活用
- ②相談窓口の周知
- ③集いの場を活かした情報提供
- ④地域の発信力を高めるために、地域が住民に対して情報発信できるような促し
- ⑤情報提供のバリアフリー
- ⑥リーダーに情報提供(質の良い)し、口コミで伝えてもらう
- ⑦情報収集

3-3 生活困窮者への支援

- ①相談窓口の周知
- ②関係機関との協働支援
- ③フードバンク(ネットワーク)の支援の確立
- ④生活福祉資金・生活安定資金の活用
- ⑤多様な貸付制度の周知・紹介

3-4 災害時支援のための協働

- ①町と協働で避難行動要支援者名簿の作成
- ②要配慮者等との避難訓練の実施
- ③防災・災害時に備えた訓練
- ④ボランティア人材の確保
- ⑤被災地区以外からの支援者派遣

基本目標4 組織の基盤強化

目指す姿・多様な事業を展開するためには、健全な法人運営が基本であり、そのため必要な人材と財源の確保に努め、安定した運営基盤を築き、円滑な事業運営を目指します。

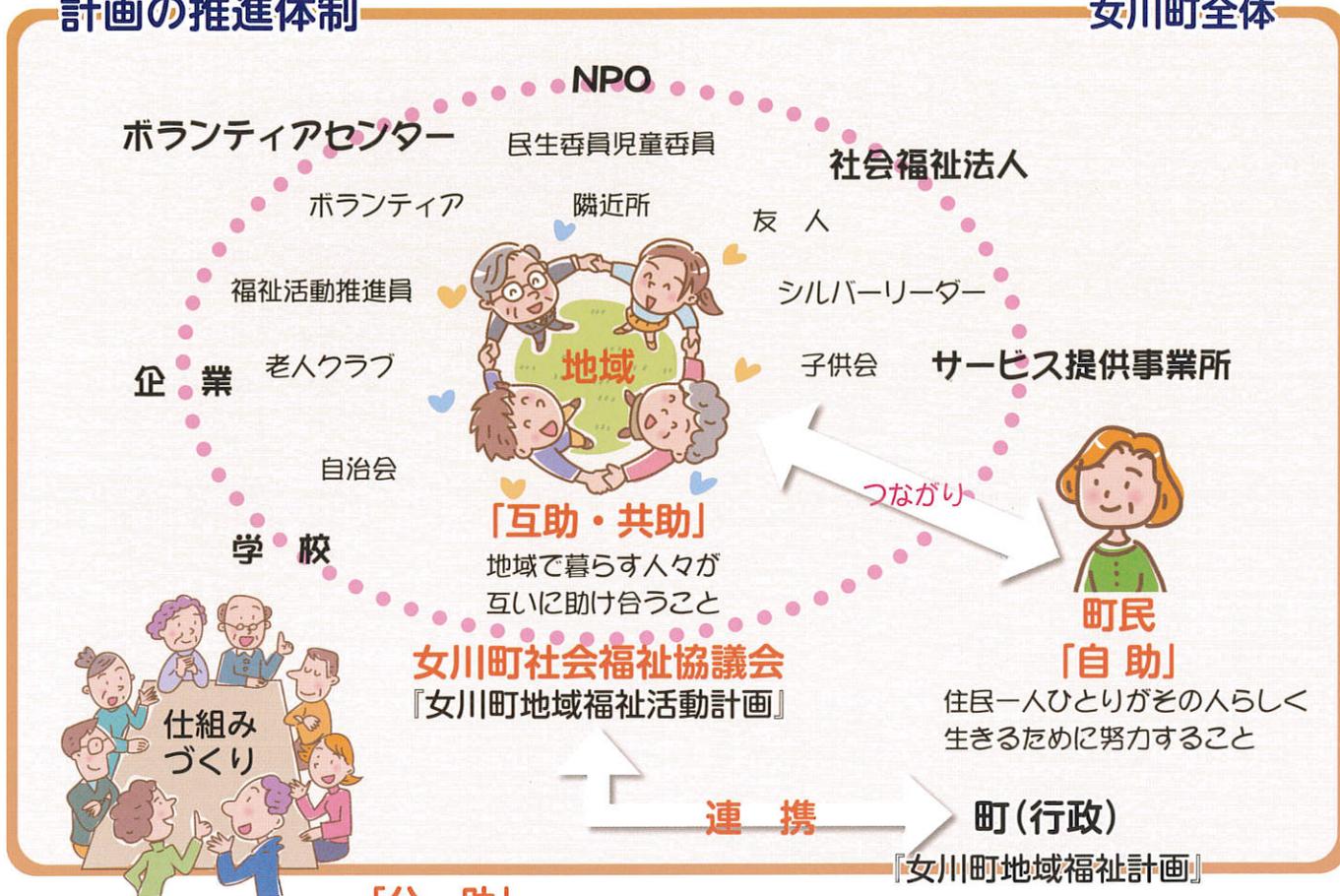
4-1 人材の育成と確保

- ①内部・外部研修による職員のスキルアップ
- ②長期的な人員の配置計画による人材の確保
- ③資格取得の推奨

4-2 経営基盤の強化

- ①会員募集の拡大
- ②行政・民間の補助金や受託事業の活用
- ③計画的な予算の執行
- ④中長期の財源計画の策定





【公助】

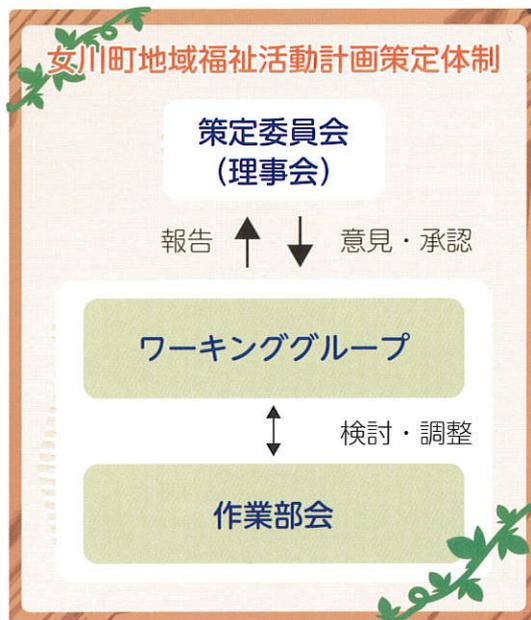
自助・互助・共助を支えるもので、法律や制度等に基づいて、行政機関などが提供するサービスや仕組みなど

地域福祉を推進していくためには、本計画の各事業の実施状況を確認しながら、進行・管理していくことが重要です。

そのため、毎年度主要事業について「目標別進行管理シート(仮称)」を作成し、理事会及び評議員会へ報告し、意見を求め進行管理を実施します。

また、次期計画の策定に当たっては、理事及び有識者による策定委員会を設置し、具体的な内容を検討していきます。

女川町地域福祉活動計画策定体制



計画期間

地域福祉活動計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5ケ年とし、地域の実情や進捗状況など必要に応じて見直し、単年度の事業計画で修正していきます。

また、次期計画の策定期間については、令和5年度から準備を進めていきます。

